

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施するこ
とについて通知がありました。

令和五年九月一日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（空中写真測量、航空レーザ測量及び数値地形図作成）
- 二 測量の地域 祝戸地区及び石舞台地区
- 三 測量の期間 令和五年八月三日から同年十二月二十八日まで